基準４－６

|  |
| --- |
| **４－６　養護教諭の教職課程の場合**  （１）養護に関する科目に開設する授業科目は、施行規則第９条表備考第１号に規定する科目ごとに開設されなければならない。  なお、施行規則第９条表備考第１号により１以上又は２以上の科目について修得するものとされる科目群（「 」内の科目）については、それぞれ、１以上又は２以上の科目が開設されなければならない。 |

■一種免許状

〇衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）　4単位以上

〇学校保健　2単位以上

〇養護概説　2単位以上

〇健康相談活動の理論・健康相談活動の方法　2単位以上

〇栄養学（食品学を含む。）　2単位以上

〇解剖学・生理学　2単位以上

〇「微生物学、免疫学、薬理概論」　2単位以上

〇精神保健　2単位以上

〇看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）　10単位以上

■一種免許状

〇衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）　2単位以上

〇学校保健　1単位以上

〇養護概説　1単位以上

〇健康相談活動の理論・健康相談活動の方法　2単位以上

〇栄養学（食品学を含む。）　2単位以上

〇解剖学・生理学　2単位以上

〇「微生物学、免疫学、薬理概論」　2単位以上

〇精神保健　2単位以上

〇看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）　10単位以上

「微生物学、免疫学、薬理概論」については、いずれか1つのみ修得できればよいということになります。

|  |
| --- |
| （２）「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第９条表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。 |

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.81）

|  |
| --- |
| Ｑ　教育の基礎的理解に関する科目「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」と、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」をまとめて一つの科目として開設してよいか。  Ａ　一つの科目として開設できる。ただし、その場合には「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の指導法」の区分に「教育課程の意義及び編成」を含める形で開設することが必要。（施行規則上、「教育の方法及び技術」を「教育の基礎的理解に関する科目」として開設することはできないため。） |

※本質問は養護教諭・栄養教諭を念頭においたものではないため「道徳、総合的な学習の時間等の指導法」という記載ですが、養護教諭・栄養教諭の場合は「道徳、総合的な学習の時間等の内容」となります。

|  |
| --- |
| （３）養護教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。  ⅰ）養護に関する科目  養護に関する科目の必要教職専任教員数は３人以上とし、専ら当 該学科等の教育研究に従事する者とする。また、このうち１人は、看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）に置かなければならない。  ⅱ）「教育の基礎的理解に関する科目等」  ４－３（５）ⅱ）に定めるとおりとする。  ただし、（※１）の教職専任教員は、以下のとおりとする。  ・教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達 及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に 対する理解に係る部分を除く。）において１人  ・教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）及び道徳、総合的な学習の時間等 の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）において１人 |

　「教育の基礎的理解に関する科目等」の専任教員数については中高と同じ基準です。